

正 誤 表

旅行業実務シリーズ 5 2015 年度版「出入国法令と実務」

当該書籍の記載事項に変更がございましたのでご案内申し上げます。
あわせてテキストを下記の通り訂正の上、ご使用いただきますようお願い申し上げます。

(株)JTB 総合研究所
2015 年 6 月 18 日追記
2015 年 2 月 27 日作成

1. インドネシア査証（短期観光）の変更

日本人旅行者については 2015 年 6 月 12 日から以下の要件を満たす場合のみ、インドネシア入国査証が免除となりました。

- ①観光目的に限る
- ②滞在日数は 30 日以内（延長は不可）
- ③インドネシアの 5 大空港（およびバタム島の海港）からの入国
（5 大空港：ジャカルタ、デンパサール、メダン、スラバヤ、バタム島）
- ④旅券の残存期間が入国時 6 ヶ月以上必要（I C 旅券でなくても可）
- ⑤査証欄の未使用ページが連続 3 ページ以上必要

31 日以上の観光目的の滞在や就労を伴わないビジネス目的などの場合は、従来の到着ビザ（VOA）を取得する必要があります。（手数料 35US\$）なお、査証免除の場合でも、入国に際し係員より帰路の航空券または第 3 国への航空券の提示が求められる場合があります。

2. テキスト記載事項の訂正

上記の変更に伴い、テキストの該当箇所を訂正してください。

(1) 査証の要・不要

訂正箇所	訂正内容	
P42 ①査証免除国 アジア 主たる国(または地域)の表	現行	・・モンゴル、モルディブ
	訂正	・・モンゴル、モルディブ、インドネシア（注 6）
P42 同表の脚注に（注 6）を追加	追記	（注 6）2015 年 6 月 12 日から、一定の条件を満たせば、観光目的で 30 日以内の滞在については査証免除となった。
P43 ②観光目的の短期滞在に 対して査証を必要とする国 在日領事館または現地取得の 項	現行	インドネシア（現地取得）
	訂正	インドネシア（現地取得） を削除

(2) 理解度チェック 2 の解答

訂正箇所	訂正内容	
P116 理解度チェック－2 問 2 の⑤	現行	⑤A 主要到着空港で最大 30 日滞在の査証が発給される
	訂正	⑤B 条件を満たせば 30 日以内の滞在は査証不要

以上

※以下はテキストに挟み込み済の正誤表（2015年2月27日付）の内容です。

【既に訂正がお済みの場合、以下の参照は不要です】

2015.02.27 作成

1. 旅券残存有効期間

訂正箇所	訂正内容	
P 29 旅券に残存有効期間を定めている主な国 ニュージーランド	現行	3ヵ月以上（出国時）
	訂正	3ヵ月＋滞在日数以上（入国時）
P 29 旅券に残存有効期間を定めている主な国 トルコ	現行	6ヵ月（入国時）
	訂正	無査証の場合：150日以上（入国時） 査証申請の場合：入国時、査証の有効期限＋60日以上
P 29 旅券に残存有効期間を定めている主な国 イタリア	現行	90日以上（出国時）
	訂正	90日以上（シェンゲン協定加盟国出国時）

2. 記載事項変更旅券

訂正箇所	訂正内容	
P 30 (3) 新規発給申請以外の申請 ①記載事項変更旅券	現行	変更が生じた事項が姓、名、または都道府県名の場合に限り発給申請ができる。
	訂正	変更が生じた事項が、姓、名、または都道府県名など、 旅券の記載事項に該当する 場合に限り発給申請ができる。

3. 査証免除国

訂正箇所	訂正内容	
P 42 (1) 査証の要・不要 ①査証免除国の表 アジア	現行	・・・ベトナム、マレーシア、タイ、 ミャンマー 、モンゴル・・・
	訂正	・・・ベトナム（注5）、マレーシア、タイ、モンゴル・・・ ベトナムの後ろに（注5）を追記 および ミャンマー を削除
P 42 (1) 査証の要・不要 ①査証免除国の脚注	現行	（注3）ツーリストカードが必要
	訂正	（注3）ツーリストカードが必要（日本取得）
同表の脚注に（注5）を追加	追記	（注5）前回のベトナム出国から30日以内に再入国する際には、査証取得が必要。

4. 世界の主要国の出入国書類と通関規則

P 71 (4) 世界の主要国の 出入国書類と通関規則 イギリス	現行	④通常6ヵ月以内滞在は不要
	訂正	④6ヵ月未満の滞在は不要

5. 再入国許可

P107 (4) 外国人の出国と再入国許可 ①外国人の出国	現行	・・なお、出国と同時に在留資格、在留期間も消滅するので、中長期在留者で再入国を希望しない場合、・・。また、再入国許可、みなし再入国許可を受けて出国する中長期在留者にあつては、・・・出国の確認を受ける。
	訂正	・・なお、出国と同時に在留資格、在留期間も消滅するので、 外国人（中長期在留者および特別永住者） で再入国を希望しない場合、・・。また、再入国許可、みなし再入国許可を受けて出国する 外国人 にあつては、・・・出国の確認を受ける。
P108 (4) 外国人の出国と再入国許可 ②みなし再入国許可	現行	有効な旅券および・・・携帯し出国する中長期在留者が、入国審査官に対し・・・みなし再入国許可という。
	訂正	有効な旅券および・・・携帯し出国する 外国人（中長期在留者および特別永住者） が、入国審査官に対し・・・みなし再入国許可という。
P108 (4) 外国人の出国と再入国許可 ③再入国許可	現行	中長期在留者があるその在留期間中に本邦を出国し、1年を超える期間（特別永住者は2年以上）外国に滞在し、その在留期間の満了の日以前に再び本邦に入国しようとする場合には再入国許可を受けることができる。
	訂正	外国人（中長期在留者および特別永住者） があるその在留期間中に本邦を出国し、再び本邦に入国しようとする場合には、再入国許可を受けることができる。なお、1年を超える期間（特別永住者は2年以上）外国に滞在し、その在留期間の満了の日以前に再び本邦に入国しようとする場合には、あらかじめ再入国許可を受けなければならない。
P109 (4) 外国人の出国と再入国許可 ⑤再入国許可（書）の交付	現行	・・または旅券を所持していない中長期在留者（日本と正式な国交のない・・）・・・再入国許可書を交付する。
	訂正	・・または旅券を所持していない 外国人（中長期在留者および特別永住者） 。日本と正式な国交のない・・）・・・再入国許可書を交付する。

6. 理解度チェックの問題および解答

P37とP116 理解度チェックー1 問2 問題および解答	現行	⑤宅地建物取引主任者証
	訂正	⑤宅地建物取引士証 名称変更のため
P116 理解度チェックー1 解答 問3	現行	②トルコ ③シンガポール・・・
	訂正	②のトルコ を削除 150日以上（入国時）に変更となったため

以上